

公文書管理の改革に関する最終報告のポイント

平成 30 年 7 月 6 日

与党公文書管理の改革に関するワーキングチーム

■ 基本的な考え方

公文書は国家の行政運営の土台、民主主義の根幹を支える国民共通の知的資産であることを再確認し、公務員文化として根付かせることが肝要である。公文書の作成・保存は国家公務員の本質的な仕事そのものであり、日常業務の遂行が自然との確な公文書の作成・保存につながるような具体的な仕組みを早急に構築し、公文書管理のあるべき姿を定め、実施できることから順次、実行に移して行く。

このことにより、常に運用状況をチェック可能な「文書管理の P D C A サイクル」の徹底・反映を行い、公文書の厳格かつ適正な管理を図るものである。

今回まとめた最終報告は、公文書管理の実務を根底から立て直す新たな具体策を政府に求めるものであるが、与党WTは、引き続き、政府の実施状況を厳しくフォローアップするとともに、必要があれば更なる改革の実行を求めていく。

■ 具体的な対策

- ✚ 内閣府は与党WTが「中間報告」で要請した事項も含めた詳細な実態調査を早急に実施すべきである。
- ✚ 公文書管理のガバナンスを強化するため、内閣府に公文書管理法に定める内閣総理大臣のチェック権限を担い行使する独立したハイレベルの政府C R O (Chief Record Officer)を新設。各府省に横串をさす文書管理の司令塔とし、そのスタッフ体制を充実強化する。
- ✚ 文書管理の改革に当たっては、効率的・効果的な電子文書管理等を推進するため、政府C I O (Chief Information Officer)等関係機関と連携していく。
- ✚ 各府省にも政府C R Oと連携し各府省の文書管理を徹底するC R Oを新設し、各府省内のガバナンスを強化する。
- ✚ 国立公文書館のアーキビストを歴史的文書に限らず文書管理の専門的知見を併せ持ったものとして養成・資格化し、政府C R Oの指揮の下、アーキビストが第三者機関の機能を発揮しうる政府全体のガバナンス体制を構築する。
- ✚ 政府C R O及び各府省C R Oを中心として公文書管理専属の公益通報窓口を新設し、通報者等の保護を徹底する。

- 各府省C R Oの体制は、情報公開に関する指導・助言等も一体的に行う体制として構築する。
- 電子文書について、体系的で分かりやすい共有フォルダ構造を構築する。内閣府は本年度中に各府省共通マニュアルを整理し発出する。
- 決裁後の修正が禁止であることを再確認。必要な場合は取り直しとするなど、内閣府において詳細を整理・ルール化し、各府省は「文書取扱規程」等に反映・徹底する。総務省はルールを踏まえた文書管理システムを改修する。
- 特に厳格な管理が必要な行政文書については、他部署へコピー供与はせず閲覧権限の付与や電子掲示板の活用等で対応する。コピーを供与する場合は付与履歴を管理するなど、文書共有の方法を適正化し、ガイドライン等に明記。
- 共有フォルダ等に保存すべき電子メールについて具体例を示し明確にすべき。一定期間経過時に、作成者等に分類整理を促すシステムを検討すべきである。
- 電子決裁システムへの移行は、業務プロセス全体の見直しと電子化と併せて加速化する。
- 公文書管理への取組みを人事評価項目の一つとして明確に位置づけ、処遇に反映することとし、内閣人事局において早急に検討、実施に移す。
- 人事院の「懲戒処分の指針」に「公文書に関する不適切な取り扱い」を重大な非違行為として明記し、厳しい処分基準を定める。
- 外交・防衛機密に関する情報については、その特殊性を考慮し、さらに諸外国の制度・運用実態等の実態を調査し検討する。外務省・防衛省は、文書作成時において、開示・不開示の情報をできるかぎり区分した書式・様式とすべき。